

評価部会から幹事会に検討を依頼された案件について

平成 23 年 4 月 15 日

1. 平成 23 年 2 月 15 日第 6 回評価第二部会より幹事会に検討を依頼した案件

(1) ラットにおける系統の書き方について

これまで、評価書におけるラットの系統については、Wistar ラット、Fisher ラットといった表記を用いてきたところであるが、今回、Wistar ラットの中でも特定の疾病等に感受性の高い亜系統（例えば、Chbb:THOM 系統、CrlGl×BrlHan:WI 系統）を用いた試験結果が提出され、評価書においても系統・亜系統を明示する必要が生じた。

このような場合、例えば Wistar (Chbb:THOM) ラット、Wistar (CrlGl×BrlHan:WI) ラットといった表記とするのか、あるいは Wistar 系 (Chbb:THOM) ラット、Wistar 系 (CrlGl×BrlHan:WI) ラットなど、異なった系統・亜系統を用いたことを明示するために「系」という表現を使用すべきかについて議論がなされた。

その結果、農薬専門調査会評価書での表現を統一するべく、幹事会に検討を依頼することとされた。